

地域づくり活動センター推進計画審議会の役割について

1. 推進計画審議会の設置の目的

【要綱第1条】

◆・・・西予市地域づくり活動センター推進計画(以下「計画」という。)に基づき住民ニーズを地域づくり活動センターの運営に反映できるように計画を審議し、見直す機関として西予市地域づくり活動センター推進計画審議会(以下「審議会」という。)を置く。

2. 所掌事務

【要綱第2条】

◆審議会は、市長の諮問に応じ、次に掲げる事項について調査、審議を行いその結果を市長に答申する。

・計画の見直しに関すること

・地域づくり活動センターに関して必要と認められる事項に関すること

具体的には、センター推進計画に対して、委員の皆様から意見提言を取りまとめ、審議会としての方針を議決し、市長に答申する。

《答申とは》

上級の官庁や上役の問いに対して意見を申し述べること。「大臣の諮問に対して一する」

3. 任期

【要綱第5条】

◆委員の任期は、委嘱又は任命された日から答申までの期間とする。

※委嘱又は任命日から概ね1年間の予定としております。

答申は令和7年9月上旬予定

4. その他

(1) 審議会の日程 令和6年9月～令和7年8月の1年間 全体で6回程度の会議

(2) 会議等の結果公表について

《西予市会議等の結果公表に関する要綱》

会議の参加者、議事録、写真など、閲覧やホームページ等で掲載

※発言者氏名については記載しない

(3) 委員報酬 西予市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例に基づき支給